

令和 2 年 第 3 回 定 例 会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

令和 2 年 9 月 14 日 開会

令和 2 年 9 月 18 日 閉会

鳴 沢 村 議 会

令和2年第3回鳴沢村議会定例会会議録

令和2年9月14日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 三浦 雄一郎	2番 渡辺 正人
3番 渡辺 宗司	4番 土屋 文明
5番 渡辺 次男	6番 三浦 直樹
7番 小林 清一	8番 渡邊 明雄
9番 佐藤 博水	10番 小林 昭一

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一
総務課長 渡邊安司 税務課長 渡辺英博
企画課長 三浦寿得 福祉保健課長 小林昭博
住民課長 小林昌信 振興課長 木暮富人
教育課長 渡邊 積 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充
議会事務局長書記 渡辺和彦

7、会議事件

承認第6 号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）を定める専決処分につき承認を求める件

報告第4 号平成31年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の

報告

報告第5 号平成31年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告

認定第1 号平成31年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第30号デジタル手続法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件

議案第31号鳴沢村商工振興災害対策資金貸付条例の一部を改正する条例を定める件

議案第32号鳴沢村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議案第33号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）

同意第12号鳴沢村教育委員会委員の任命につき同意を求める件

発議第2 号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源等の確保を求める意見書の提出

発議第3 号教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出

請願第1 号教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

8、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 会期の決定

日程第4 承認第6 号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）を定める専決処分につき承認を求める件

- 日程第 5 報告第 4 号平成 3 1 年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告
- 日程第 6 報告第 5 号平成 3 1 年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告
- 日程第 7 認定第 1 号平成 3 1 年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 8 議案第 3 0 号デジタル手続法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件
- 日程第 9 議案第 3 1 号鳴沢村商工振興災害対策資金貸付条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 0 議案第 3 2 号鳴沢村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 1 議案第 3 3 号令和 2 年度鳴沢村一般会計補正予算(第 4 号)

◎議長挨拶

議長（小林昭一君） 令和2年第3回定例会開会に先立ちまして、ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和2年第3回鳴沢村議会定例会へのご参集をお願いしましたところ、議員の皆様には、ご多忙の折、全員の出席をいただきました。厚く御礼申し上げます。

さて、北海道胆振東部地震の発生から2年が過ぎました。震災から間もなく村長のお話を伺い、議会でも他人ごとではないという話となり、視察に伺いました。厚真町、むかわ町では、災害復旧のさなかではありましたが、快くお引き受けいただきました。

当村でも、北に足和田山を控え、身に迫る危機感を覚え現地に向かった記憶があります。

北海道内で観測史上初めて震度7を観測し、厚真町では広範囲に大規模な土砂崩れが発生し、多くの住宅が巻き込まれてしまいました。

当村では、行政当局の熱い要望により、補助事業で避難場所の総合センター周辺では砂防工事の予定があります。山梨県内で防災、減災対策の指針となる国土強靱化計画を策定した市町村は、全27市町村のうち6市町村、約2割にとどまっているそうです。

計画は、大規模災害を想定し、行政機能などの最悪な事態を回避するための指針です。取組の対象範囲が全庁に及ぶことから、策定や検討に時間を要していると思いますが、鳴沢地区、大田和地区、富士山地区の別荘地にもまだ危険な箇所があります。引き続き、防災、減災の予防措置をお願いしたいと思います。

さて、今定例会の審議は、平成31年度一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算認定の件、令和2年度一般会計補正予算等で

あります。慎重審議いただきますようお願い申し上げて挨拶といたします。

開会 午後2時03分

議長（小林昭一君） ただいまから、令和2年第3回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、まだ残暑厳しい折ですので、皆さん、上着等は自己管理の中で脱着を許可します。

◎村長挨拶

議長（小林昭一君） ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも皆さん、こんにちは。

本日は、令和2年度第3回鳴沢村議会定例会をお願いしたところ、議員さん全員の参会のもとに開会できますことに感謝を申し上げさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の特効薬もワクチンもまだなく、感染者が増えている状況ですが、本村の住民への感染はまだ聞いておりませんが、皆さんが防御に気をつけて、きまりを守り努力しているおかげだと感謝しております。

このような状況下で観光客はまだ少なく、宿泊のお客さんもなく大変な年になりそうです。

農家の方も7月の長雨、8月の日照りで、トウモロコシやキャベツの収穫が少なく、高値が続いているようですが、要は生産数が少ないため高いわけで、どちらにしても大変だと思っております。

また、これからは、台風シーズンになるわけですが、災害が起きないように願うものであります。また、逐次状況は防災無線で放送しますので、避難情報が出たら自分の身は自分で守るという早目の避難を行うようお願いいたします。コロナ禍の中での避難を行うわけで、人数が多くなるようでしたら避難箇所を増やす予定でもおります。また、議員の皆様にも何らかの予兆があるようなときはご支援をお願いしたいと思っております。

今定例会では、専決処分の承認1件、報告2件、条例改正及び定める件を3件、補正予算1件、前年度の決算認定の1件を予定しております。各議案とも慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

議長（小林昭一君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小林昭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、渡辺次男君、三浦直樹君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（小林昭一君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定

による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、7月8日に第2回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

次に、令和2年第2回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 渡邊明雄君。
議会運営委員長（渡邊明雄君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和2年第2回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月3日及び8日の午後3時からと、9日の午前9時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

3日は委員全員、8日と9日は委員4名と、全日にわたり議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、9月3日の委員会で申し合わせた事項については、次の3項目です。

1、会期は本日より9月18日までの5日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は、9月8日正午までとすること。

4、定例会の開催に当たっては、配布済みの案のとおり新型コロナウイルス感染症予防対策を講ずること。

以上であります。

次に、9月8日の委員会で申し合わせた事項については、次の1項目です。

1、8日正午に通告が締め切られた3名3件の一般質問通告書の取扱いについて、議長に提出された通告書の件数どおりに、本会議で全ての一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

次に、9月9日の委員会で申し合わせた事項については、次の2項目です。

1、事務局側で受信確認の取れなかった三浦直樹議員の一般質問については、提出期限内の送信履歴が確認できたため、期限内の通告として取り扱うこと。

2、三浦直樹議員の2件の一般質問通告書取扱いについて、議長に提出された通告書の件数どおりに本会議で全ての一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 総務教育厚生常任委員長 三浦雄一郎君。

総務教育厚生常任委員長（三浦雄一郎君） 総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和2年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月3日午後4時20分より委員会を招集いたしました。

委員全員と職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、タブレット導入の検討についての1件です。

まず、事務局より昭和町議会のタブレット導入に関する資料及びタブレット・ペーパーレス等のシステム運営業者提供のタブレット導入に関する資料の説明を受け、今後の取組について協議を行いました。

協議を行った結果、システム運営業者による研修を年度内に実施することとし、導入に向けて継続して協議していくことを決定いたしました。

また、その他の議題として、座談会の再開について協議し、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、感染予防対策を講じた上で、次回より座談会の再開を予定することを決定いたしました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 建設産業経済常任委員長 渡辺正人君。

建設産業経済常任委員長（渡辺正人君） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

令和2年第2回定例会において所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月8日午後3時40分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、会議事件説明のため総務課長、振興課長、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、公共施設の状況把握について、道の駅のリ

リニューアルについて、リサイクル業に対する施策について、その他の4件です。

会議では、まず総務課長より公共施設カルテについて説明を受け、その後、今後の予定について協議を行い、次回の委員会でいきやりの湯等の視察実施することを決定しました。

続いて、道の駅のリニューアルについて、7月17日と8月19日に実施した道の駅専門部会での協議事項を私のほうから報告し、その内容を基に意見交換を行いました。これについては、今後も協議を重ねて事業の目的・主旨などを明確化しながら、必要に応じてアンケート実施などを検討していくことといたしました。

続いて、リサイクル業に対する施策について、現在の状況等について振興課長より説明を受け、今後の対策などについて協議いたしました。協議の結果、今後県などで実施する現地調査の際に、物品引き取りの際の費用に関する書類等について調査対象に入れてもらうよう、執行部より依頼してもらうことなどを決定しました。

最後に、その他協議事項として、養鶏場の件について取り上げ、振興課長より現状や現地調査結果などについて説明を受けました。この件については、今月中を目標に事業者による住民説明会を実施していただけるよう段取りを進めてもらうことを執行部にお願いしました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 広報常任委員長 土屋文明君。

広報常任委員長（土屋文明君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和2年第2回定例会において、所管事務の調査について継続

調査を要する旨を議長に対して申し出、6月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月18日午後5時20分及び7月21日午後3時より、議員控室において、広報常任委員会を開催いたしました。

両日ともに委員全員と議長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、6月18日の招集に係る事件は、次号議会だより掲載予定の追跡レポートについて及び議会だよりモニターについての2件です。

会議では、次の議会だよりに掲載する追跡レポートについて、これまで行われました一般質問のその後の執行部の対応を追跡調査した記事を2件掲載することを協議いたしました。

また、議会だよりモニターについては、議員各位に1名ずつ候補者を選任するよう依頼することを決定しました。

次に、7月21日の招集に係る事件は、鳴沢村議会だより第41号（案）について及び議会だよりモニターについての2件です。

既に御覧いただいたと思いますが、議会だより第41号について、レイアウト、記事内容について協議し、先月8月1日に配布をいたしました。

今回の議会だよりでは、全員協議会において新型コロナウイルス感染症対策を協議し、意見書を執行部に提出した件を掲載したほか、令和元年度に行われました一般質問について、その後の取組を追跡した追跡レポートの枠を設け、特集として掲載いたしました。

また、議会だよりモニターについては、新型コロナウイルス感染症予防のため、委嘱状交付式は行わず、郵送することなどを決定しました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（小林昭一君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの5日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月18日までの5日間と決定しました。

◎日程第4 承認第6号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算 （第3号）を定める専決処分につき 承認を求める件

議長（小林昭一君） 日程第4、承認第6号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。鳴沢村長
小林 優君。

村長（小林 優君） 承認第6号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）を定める専決処分につき承認を求める件について提案理由をご説明申し上げます。

処分事項は、専決第6号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）で、緊急を要するものとして一般会計予算に3,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億3,541万5,000円としたものであります。

歳出の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、感染症拡大により打撃を受けた地域経済及び住民生活を応援し、地域における消費を喚起・下支えするために、鳴沢村、富士河口湖町の取扱店舗で使用可能な「くらし応援商品券発行事業」を行うものであります。

本事業は、7月1日を基準日とし、全住民3,141人に対し、1人当たり1万円分の商品券を配布するものであります。事業実施に係る財源として、前年度からの繰越金3,400万円を見込んでおります。速やかに事業を執行する必要があったため、7月27日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上で、承認第6号についての提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 報告第4号平成31年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告

◎日程第6 報告第5号平成31年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告

議長(小林昭一君) 日程第5、報告第4号平成31年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告及び日程第6、報告第5号平成31年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告の2件を一括して議題といたします。

この件について報告を求めます。総務課長。

総務課長(渡邊安司君) 報告第4号平成31年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率についてご報告申し上げます。

平成31年度決算の財政健全化判断比率につきましては、実質公債費比率がマイナス2.1%で、前年度より0.2ポイント減少いたしました。これは、地方債の元利償還金などの実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標です。この比率が25%を超えた場合には、財政健全化計画を策定し住民に公表することが義務付けられております。

参考までに、さらに前年の平成30年度の実質公債費比率はマイナス1.9%でしたが、全国1,741市区町村中39位、県内では27市町村中1位となっております。

ほかの実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、歳入歳出の差引きで計算される実質収支額が赤字となっております。また、将来負担比率については、一般会計等が将来負担

すべき実質的な負債額よりこれらに充当できる基金などの財源のほうが大きいため、いずれもマイナス数値となり、総務省への報告については、お手元に配布した議案のとおり「数値なし」となります。

続きまして、報告第5号平成31年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率についてご報告申し上げます。

この比率は、公営企業の資金不足額がその営業収益に占める割合を表す財政指標です。この比率が20%を超えた場合には、経営健全化計画を策定し住民に公表することが義務付けられております。

鳴沢村水道事業会計については、実質的に簡易水道事業特別会計を指しますが、特別会計歳入歳出の差引きで計算される実質収支額が赤字となっていないため、資金不足比率が算出されません。

以上の普通会計財政健全化判断比率及び水道事業会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告することとなっております。この規定に基づき、去る8月27日、監査委員による審査を行っていただきました結果、それぞれの議案2枚目の審査意見書最下段にあるように、是正改善を要する事項としては、特に指摘すべき事項がないという意見をいただいたところであります。改めて報告させていただきます。また、算定の根拠としてお手元に資料を配布しましたので、御覧いただきたいと思っております。

現在のところ、本村は、健全な財政運営がされておりますが、今年の新型コロナウイルス感染拡大による経済不況を初め、村税収入や地方交付税などの一般財源収入の増加が見込めない状況であります。このようなことから、細心の注意を払い財政運

営を行ってまいります。

以上で、報告第4号及び第5号についての報告を終了します。

議長（小林昭一君） 以上で、報告第4号及び第5号の報告を終了いたします。

なお、この報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

**◎日程第7 認定第1号平成31年度鳴沢村一般会計並びに
特別会計歳入歳出決算認定の件**

議長（小林昭一君） 日程第7、認定第1号平成31年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 認定第1号平成31年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、提案理由をご説明申し上げます。

一般会計並びに国民健康保険特別会計を初めとする5つの特別会計に係る平成31年度の決算は、全ての会計の歳入総額31億6,336万9,888円、歳出総額28億5,760万1,911円となりました。

この歳入歳出の差引きである形式収支は3億576万7,977円、形式収支から令和2年度へ繰越明許を行った事業へ充当される財源4,578万1,000円を差し引いた実質収支は2億5,998万6,977円の黒字となりました。

詳細については、予算決算常任委員会で改めて説明させていただきますが、今回の決算の成果を踏まえ新たな行政課題を発見

し、さらに住民の皆様の行政需要を見極めた上で細心の注意を払った財政運営を行っていく所存でございます。

議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で、認定第1号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から、監査結果の報告を求めます。監査委員三浦直樹君。

監査委員（三浦直樹君） 地方自治法第233条第2項の規定により、平成31年度鳴沢村一般会計並びに特別会計の決算審査を歳入歳出決算書、財産関係書類、主要施策の成果及び予算の執行実績報告書により各所属長から説明を受ける方法により、令和2年8月27日及び28日に実施し審査いたしました結果を鳴沢村監査委員条例第8条及び鳴沢村監査基準第14条第4項の規定に基づき意見書として作成し、村長に提出いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成31年度鳴沢村普通会計財政健全化比率及び平成31年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の審査も行い、同法の規定による意見書を併せて村長に提出いたしました。

詳細につきましては、認定第1号の議案書に報告書が添付され、既にお手元に配布されてありますので、説明は省略させていただきます。

以上で監査委員による決算審査の結果報告を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で監査結果の報告を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

◎日程第8 議案第30号デジタル手続法の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例を定める
件

議長（小林昭一君） 日程第8、議案第30号デジタル手続法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡邊安司君） 議案第30号デジタル手続法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

昨年、行政手続のオンライン化の徹底や添付書類の撤廃等が示されたデジタル手続法が成立いたしました。

今後、行政におきましては、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化を推進する必要があり、関係条例を上程した次第であります。

行政手続の原則オンライン化の事項を定めた行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正により、名称が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に変更となり、名称等を引用する既存の例規について、所要の改正を行うものであります。

初めに、字句等の軽微な内容につきましては、説明を省略させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、1ページの第1条を御覧ください。固定資産評価審査委員会条例の一部改正の内容としましては、第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項」を

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項」に改正するものです。

第6条第2項にあります弁明書、これは固定資産評価の根拠や説明が記載されている書類になります。これらの書類の提出については、固定資産の所有者から審査の申し出があった場合、評価している役場税務課から固定資産評価委員会と審査申出人に提出するものです。一般的には書面で提出しますが、メール等の情報通信技術を活用する場合を考慮し、条例が整備されているものです。

次に、3ページの第2条を御覧ください。これらの鳴沢村手数料徴収条例につきましては、手数料の種類及び金額の別記1の参照となります。

7ページをご覧ください。内容は、国において個人番号カードへ移行を促進するよう、通知カードを廃止したことにより、第2条第28項の通知カードの再発行を削除するものです。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、議案第30号の提案理由の説明を終了します。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略す

ることに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

**◎日程第9 議案第31号鳴沢村商工振興災害対策資金貸付
条例の一部を改正する条例を定め
る件**

議長(小林昭一君) 日程第9、議案第31号鳴沢村商工振興災害対策資金貸付条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。企画課長。

企画課長(三浦寿得君) 議案第31号鳴沢村商工振興災害対策資金貸付条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由及び主な内容についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向けの支援対策については、国等の融資制度で実質無利子、無保証の支援策が出ている状況を鑑み、鳴沢村独自の支援策である鳴沢村商工振興災害対策資金貸付条例についても、商工業事業者にとってより使いやすいものとするために、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容をご説明申し上げます。議案の1ページを御覧く

ださい。

第7条中「2分の1以内の保証料を予算の範囲内で」とあるものを「村長の定める補助率により予算の範囲内で保証料を」に改め、別に定める規則によって保証料を予算の範囲内で全額補助するものであります。

次に、第8条中「利子の70%以内を」とあるものを「村長の定める補助率により予算の範囲内で利子を」に改め、別に定める規則によって利子を予算の範囲内で全額補助するものであります。

附則として、施行期日は公布の日からとし、令和2年4月1日から遡及適用するものであります。

以上で、議案第31号の提案理由及び主な内容の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第10 議案第32号鳴沢村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議長 (小林昭一君) 日程第10、議案第32号鳴沢村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長 (小林昭博君) 議案第32号鳴沢村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が本年6月5日に公布されたことに伴い、平成30年度介護報酬改定において設けられた居宅介護支援事業所における管理者要件について、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和3年3月31日までとしていた経過措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等、やむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能にするなど、所要の改正を行う必要が

あるため、条例の一部を改正するものであります。

改正点につきましては、議案の1ページ、第5条第2項中「主任介護支援専門員」の次に、「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に「ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。」のただし書きを加えるものであります。

次に、第12条第1項中、「法第46条第2項」を「同条第1項」に改め、議案の2ページ、第31条第2項第2号中「第13条第7号」、「第13条第9号」、「第13条第15号」の「第13条」を「第15条」に、議案の3ページ、第32条第1項中、「第3条、第2章及び第3章」を「前3章」に、「20条」を「第20条」に、「法第46条第2項」を「同条第1項」にそれぞれ改めるものであります。

また、附則第2条第1項中、「指定居宅介護支援事業所の管理者は、」を削り、「平成33年3月31日までの間」を「令和9年3月31日までの間は」に改め、「第5条第2項」の次に「（第32条において準用する場合を含む。）」を加え、「とすることができるものとする」を「（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項（第32条において準用する場合を含む。）に規定する管理者とすることができる」に改め、第2項として、「令和3年4月1月以後における前項の規定の適用については、同項中「第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所にあつては、同日において当該事業を行っている事業所）であつて、同日において当

該事業所における第5条第1項（第32条において準用する場合を含む。）に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものについては、第5条第2項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項（第32条において準用する場合を含む。）に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする」以上の規定を新たに加えるものであります。

なお、附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項の改正規定、第31条第2項第2号の改正規定、第32条の改正規定、附則第2条第1項の改正規定及び同条第2項の改正規定は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第32号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (小林昭一君) 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

**◎日程第11 議案第33号令和2年度鳴沢村一般会計補正
予算(第4号)**

議長 (小林昭一君) 日程第11、議案第33号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長 (小林 優君) 議案第33号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算(第4号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和2年度の一般会計歳入歳出予算の総額に緊急を要するものとして新たに1億2,226万7,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を33億7,390万6,000円とするものであります。

主な歳出の概要につきましては、防災対策事業3,775万2,000円、保育所運営事業2,527万2,000円、中小事業者等事業継続支援事業1,500万円などで、早急に対応しなければならぬものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、国庫支出金9,960万4,000円、前年度からの繰越金3,936万4,000円などを見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む令和2年度予

算と平成31年度から令和2年度に繰越明許させていただいた
予算の総額は34億3,939万4,000円となります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれまして
も特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で、議案第33号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号については、会議
規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託
の上、審査することにいたします。

議長（小林昭一君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は9月15日から17日までの3日
間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は9月15日から17日までの3日間を休
会とすることに決定しました。

なお、本会議は9月18日午後1時30分から再開いたします。
本日は以上で散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後2時56分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年9月14日

議会議長

署名議員

署名議員

令和2年9月18日再開

1、出席議員

1番 三浦 雄一郎	2番 渡辺 正人
3番 渡辺 宗司	4番 土屋 文明
5番 渡辺 次男	6番 三浦 直樹
7番 小林 清一	8番 渡邊 明雄
9番 佐藤 博水	10番 小林 昭一

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一
総務課長 渡邊安司 税務課長 渡辺英博
企画課長 三浦寿得 福祉保健課長 小林昭博
住民課長 小林昌信 振興課長 木暮富人
教育課長 渡邊 積 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充
議会事務局書記 渡辺和彦

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 認定第1 号平成31年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第4 議案第33号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算(第4号)
日程第5 同意第12号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件

- 日程第 6 発議第 2 号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
地方財政の急激な悪化に対し地方税財源
等の確保を求める意見書の提出
- 日程第 7 発議第 3 号教職員定数改善、少人数学級推進、及び
義務教育費国庫負担制度拡充を図るため
の意見書の提出
- 日程第 8 請願第 1 号教職員定数改善、少人数学級推進、及び
義務教育費国庫負担制度拡充を図るため
の請願
- 日程第 9 一般質問
- 日程第 10 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後1時30分

議長（小林昭一君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小林昭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、小林清一君、渡邊明雄君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（小林昭一君） 日程第2、諸般の報告を行います。

令和2年第2回定例会以降に開かれました、一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。報告者は自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、8番 渡邊明雄君。

8番（渡邊明雄君） 令和2年鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会第2回定例会についての報告をさせていただきます。

令和2年6月29日午前10時より招集され、会議を行われました。議員18名と会議事件説明のために梶原先勝組合長ほか執行部2名の出席がありました。

本会議においては、まず、会期が29日の1日間と決定されました。

会議事件は、主な内容といたしましては4件で、補欠議員の議席の指定の件。

次に、令和2年度一般会計歳入歳出補正予算の件。

内容は、歳入歳出の総額にそれぞれ784万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,121万5,000円とすること。

次に、美化協議案第2号令和2年度富士スバルライン沿線美化協力会会計歳入歳出補正予算の件。

内容は、歳入歳出の総額にそれぞれ799万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,499万6,000円とすること。

いずれも原案のとおり可決されました。

次に、全員協議会が10時半から行われました。

内容は、土地有効活用審議会の立ち上げをすることです。

なお、会期中、第1回土地有効活用審議会が開催され、会長、副会長の互選と6名の委員が選任されました。その後、富士エステート部長の大森 誠氏から、旧吉田林務所長官舎跡地利用検討案の説明がありました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 富士五湖広域行政事務組合議会、6番 三浦直樹君。

6番（三浦直樹君） 富士五湖広域行政事務組合議会についての報告をさせていただきます。

令和2年第2回富士五湖広域行政事務組合議会定例会が8月25日午後3時より開催されました。

議員18名と会議事件説明のために代表理事堀内 茂富士吉田市長、理事小林 優鳴沢村長をはじめ、事件説明のためにほかの理事と執行部及び事務局の出席がありました。

会期は8月25日1日間と決定されました。

会議事件は17件で、内容としましては、選任第1号議会運営委員の補欠選任については2名の新人、富士吉田市前田厚子議員と忍野村渡辺隆三議員が選任されました。

選任第2号常任委員の補欠選任については4名の新人、総務委員会に富士吉田市鈴木富蔵議員と忍野村渡辺隆三議員が、消防委員会に富士吉田市前田厚子議員と忍野村渡辺喜久一議員が選任されました。

次に、専決処分報告について。

報告第1号富士五湖広域行政事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例。これは、会計年度任用職員の導入によるものです。

報告第2号令和元年度一般会計補正予算（第3号）について。これは、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ9億1,308万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,684万5,000円とするもので、新庁舎整備基金に充当するものです。

報告第3号令和元年度富士五湖ふるさと振興整備事業特別会計補正予算（第2号）について。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9億506万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,879万9,000円とするものです。一般会計繰出金となります。

報告第4号令和元年度一般会計補正予算（第4号）について。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,826万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,858万1,000円とするものです。負担金調整となります。

報告第5号令和元年度富士五湖聖苑特別会計補正予算（第1号）

について。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ614万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,661万1,000円とするものです。負担金調整となります。

報告第6号継続費精算報告書について。これは、消防費の新庁舎建設基本・実施設計業務委託についての報告です。

報告第7号繰越明許費繰越計算書について。これは、新庁舎建設土地購入等事業6,905万6,000円のうち2,072万5,690円を翌年度に繰り越すものです。

全て原案のとおり承認並びに可決することに決定いたしました。

議案第13号令和元年度一般会計歳入歳出決算認定について。歳入総額27億6,230万6,902円、歳出総額27億4,149万5,783円で、歳入歳出差引額は2,081万1,119円で、うち基金繰入額が8万円となります。

議案第14号令和元年度富士五湖ふるさと振興整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額10億1,880万675円、歳出総額10億1,879万1,707円で、歳入歳出差引額は8,968円となっております。

議案第15号令和元年度富士五湖聖苑特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額9,661万2,245円、歳出総額9,460万4,770円で、歳入歳出差引額は200万7,475円となっております。

以上の議案は決算特別委員会に付託され、それぞれ原案のとおり認定されました。

議案第16号財産の取得について。災害対応特殊消防ポンプ車1台、4,466万円を買い入れたものです。

議案第17号負担付譲与の受領について。これは、新庁舎建設予定地の旧富士吉田警察署跡地を富士吉田市より譲与を受け入

れるための議決を求めるものです。原案のとおり可決されました。

議案第18号令和2年度富士五湖広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について。これは、ポンプ車購入の際の国庫負担金による補正です。議案は総務委員会に付託され、原案のとおり認定されました。

最後に、議会運営委員選任と常任委員の選任については、本会議終了後、議会運営委員会、総務委員会、消防委員会が開催され、それぞれ互選により正副委員長が選任されました。

以上で令和2年第2回富士五湖広域行政事務組合議会についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 以上で諸般の報告を終わります。

**◎日程第3 認定第1号平成31年度鳴沢村一般会計並びに
特別会計歳入歳出決算認定の件**

議長（小林昭一君） 日程第3、認定第1号平成31年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 佐藤博水君。

予算決算常任委員長（佐藤博水君） 今定例会初日において予算決算常任委員会に付託された認定第1号平成31年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、その審査経過と結果についてご報告いたします。

9月16日及び17日の2日間にわたり、付託事件の審査を行いました。

委員各位には熱心なご審議を賜り、長時間にわたり精力的に日程を消化していただいたことを改めて感謝申し上げる次第であ

ります。

付託事件の審査の方法は、一般会計は歳入を一括し、歳出については予算科目ごとに、特別会計については各会計ごとに歳入歳出を一括し、事業ごとの目的や実績・成果・課題・問題点、今後の方針を含めた具体的な計画の説明を受け、これに対しそれぞれ質疑を行う方法により審査を行いました。

各委員から多くの提言及び指摘がありました。その内容につきましては、議員全員が委員であり、ご承知のこととしますので、詳細についての報告は省かせていただきます。

なお、村当局におかれましては、事業を実施してただ終わるのではなく、より事業の目的を明確にし、実績や成果を把握して課題・問題点を抽出し、次年度以降の計画に生かすというサイクルを確立し、村民の福祉の向上に寄与していただくよう、さらなる努力をお願いするものであります。

結びに、審査を行った結果、本委員会に付託された認定第1号について、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（小林昭一君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は認定であります。

認定第1号は、委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林昭一君） 起立全員です。したがって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定しました。

◎日程第4 議案第33号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）

議長（小林昭一君） 日程第4、議案第33号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 佐藤博水君。

予算決算常任委員長（佐藤博水君） 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された議案第33号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）の補正予算議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い9月14日に開催し、付託された補正予算案の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された補正予算議案について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（小林昭一君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案について委員長報告は可決であります。

議案第33号は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林昭一君） 起立全員です。したがって、議案第33号は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第5 同意第12号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件

議長（小林昭一君） 日程第5、同意第12号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 同意第12号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります小林俊司氏が9月30日をもって任期満了となることを受け任命するもので、後任といたしまして鳴沢村833番地、渡辺みき子氏を任命したいと思います。

ご存じのとおり人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して優れた識見を持ち、適任と認められますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、同意いただけますようお願い申し上げます。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより同意第12号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林昭一君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第6 発議第2号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源等の確保を求める意見書の提出

議長（小林昭一君） 日程第6、発議第2号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源等の確保を求める意見書の提出を議題といたします。

本案について提出者から提案理由の説明を求めます。8番 渡邊明雄君。

8番（渡邊明雄君） 発議第2号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源等の確保を求める意見書の提出について、提案理由をご説明申し上げます。

今年に入り、全世界で新型コロナウイルス感染症が蔓延し、日本でも3月頃から感染者が増え始め、7月頃から全国で感染者が急増し、いまだ収束が見通せない状況であります。

同感染症により経済活動などが制限され、全国で経済的・社会的に甚大な影響が出ており、今後、地方自治体の財政状況にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。

このような状況を鑑み、今後も地方自治体が安定的な行財政運営を行えるよう財源を確保・充実するため、国の関係機関へ次の事項を実施するよう要望するものであります。

1つ、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2つ、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3つ、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講ずるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4つ、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣に対し、意見書を提出するものであります。ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (小林昭一君) 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第7 発議第3号教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出

議長 (小林昭一君) 日程第7、発議第3号教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出を議題といたします。

本案について提出者から提案理由の説明を求めます。6番 三浦直樹君。

6番 (三浦直樹君) 発議第3号教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について、提案理由をご説明申し上げます。

学校現場では、新学習指導要領への対応に加え、新型コロナウイルス感染症の影響によるカリキュラムの再編成等の臨時的な職務など、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間、子供たちと

向き合う時間を十分に確保することが困難な状況となっております。

また、学校現場においては、教職員の働き方改革が進められていますが、業務の削減や役割分担、勤務時間の適正化は大きな改善が見られていないのが現状です。

一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、教職員定数改善を進め、一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しており、自治体間の教育格差が生じることも懸念されます。

子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育が受けられることは、憲法上の要請であります。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は、極めて重要です。

こうした観点から、国の関係機関へ次の事項を実施するよう要望するものであります。

1つ、計画的な教職員定数改善を進めるとともに、少人数学級の推進を図ること。

2つ、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

3つ、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、意見書を提出するものであります。ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 討論なしと認めます。

これより発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第8 請願第1号教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

議長(小林昭一君) 日程第8、請願第1号教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願を議題といたします。

本件については、既に同一趣旨の発議第3号が可決され、その趣旨が達成されておりますので、みなし採択とすることにいたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり採択されたものとみなします。

◎日程第9 一般質問

議長（小林昭一君） 日程第9、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

土屋文明君からの「移住に関する取り組みについて」の質問を許します。4番 土屋文明君。

4番（土屋文明君） 移住に関する取組についての質問であります。

第2期鳴沢村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略策定の発表後、半期が経過しました。そこで、移住に関する取組について、村長にお伺いします。

1つ目は、地域活性化推進の若者の移住施策として、地域おこし協力隊2名の受入れや、東京圏在住者を対象とした移住支援金事業を今年度も予算計上しており、3月定例会での所信表明でも取り上げておられました。それらの事業の周知方法及び進捗状況をお聞かせください。

2つ目は、現在、県内では、各行政よりSNSを活用したやまなし移住相談窓口を積極的に情報発信しております。例えば、「やまなし暮らし手帳」「甲斐適生活」「ふるさと回帰支援センター」の3つです。さらに、これは今年度増えているかもしれません。これらは主にZOOMやスカイプを使って、自治体担当者と直接ウェブで話せるようです。現在、コロナ禍ということもあって、これは重宝されているようです。

私どもの郡内では、都留市、上野原市、道志村、富士吉田市が移住者予備軍を対象に双方向で接点強化を図っており、先月末も、県内6市町村合同でオンライン移住相談会等が実施されておりました。これについて、当村でも同様の事業に参画する考

えはあるんでしょうか。

以上、お伺いいたします。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 土屋文明議員からの「移住に関する取り組みについて」の質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊や移住支援事業の応募はまだありませんので、事業の担当課の企画課長より詳しく説明をお願いします。

議長（小林昭一君） 企画課長。

企画課長（三浦寿得君） それでは、土屋文明議員の質問に対してお答えいたします。

地域活性化の取組としまして、地域おこし協力隊を令和元年6月から2ヶ月間募集しましたが、応募者がありませんでした。このため、10月に再度3ヶ月間募集を行いました。しかしながら、応募者がなかったため、令和2年3月からは募集期間を限定せず随時受付にしまして、村のホームページ及び一般社団法人移住・交流推進機構の地域おこし協力隊サイトで募集しております。

現在の進捗状況ですが、2名からの相談を受け、7月中旬に応募するかどうか連絡をするとのことでしたが、現在のところ、書面やメールにて応募のほうは届いておりません。全国の市町村をてんびんにかけている様子でしたので、1ヶ月以上経過している状況から、この相談者からの応募は見込めないものと考えております。

また、そのほかにも2件の問合せがありましたが、地域おこし協力隊の採用条件になっております都市部からの移住ではなかったため、応募に至りませんでした。現時点での応募者はおりませんが、引き続き協力隊員の募集を継続してまいります。

また、移住支援金事業につきましては、村のホームページ及び

山梨県移住支援・就業マッチングサイトで周知しております。本事業は、首都圏に居住または通勤していた者が鳴沢村に移住し、マッチングサイトに登録されている中小企業に就職した場合に、単身者の場合には60万円、世帯での移住の場合には100万円を上限に補助を行う制度であります。現時点では、鳴沢村への移住・就職を希望する応募はありません。

山梨県では、やまなし移住・定住ポータルサイトをメインに、フェイスブックやツイッターも活用して情報発信を行っており、当村も参加しております。「甲斐適生活」「やまなし暮らし手帳」「ふるさと回帰支援センター」のサイトにおいて情報発信を行っており、鳴沢村での地域おこし協力隊募集や移住支援金制度についても当サイトに掲載させていただいております。

本村では、第2期鳴沢村総合戦略の基本目標に掲げております移住者招致、定住の促進を図るため、県と連携しての移住支援金事業を行うとともに、近隣市町村をはじめ都市部からの移住に限定することなく、子育て世代である若年層向けの定住支援策を検討しております。

平成31年度より三世代同居支援事業を開始しており、既に2件の該当者がおり、子育て世代の移住につながりました。今後さらなる若年層の定住促進を図るため、近隣市町村の施策を参考にしながら住宅取得等に対する補助金を検討し、各種移住支援策を充実した上で、オンライン移住相談を行っていきたいと考えております。

以上で土屋文明議員からの質問の答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 4番 土屋文明君。

4番（土屋文明君） ありがとうございました。

本村では、4月1日から9月1日において、住民登録が16名増えていると聞いております。主にもその中でも、別荘地区、

いわゆる鳴沢村字富士山の地域にも多数住民登録があったというふうに聞いております。現在、私が住む近所にも、現在、8棟ほどの住宅が建築中でありまして、前年より増加傾向が見込まれると思っております。

また、今、課長のほうからも報告がありましたとおり、近隣の各町村のホームページをいろいろ見ておりますと、残念ながら、私ども鳴沢村のホームページには移住者バナーが立っていないようです。

近くでは、例えば道志村のほうには、トップページに移住者向けのバナーが立っておりまして、そこをクリックしますと、移住者の応援隊の画面にリンクが貼っております。あそこの村では、移住者応援隊という移住してきた人たちが移住者を相手する、そういう仕組みがありまして、ただ、それはまあ、村の職員さんであるということではないんですが、その人たちと手を組んで、成果報酬でそういうことを業務委託しているというふうに聞いております。

また、富士河口湖町のバナーでは空き家バンクに情報が飛んだりして、過去累計で何件空き家に入って今暮らしているというところまで入っておりますので、ぜひ私どもの鳴沢村のホームページのトップ画面に早急にバナーを貼っていただいて、さっきお話ししていた県のほうのリンクを貼っているようですけども、ただ、当村のホームページにないということが問題だと思っておりますので、ぜひ早急に作成することを切に願って質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小林昭一君） 村長。

村長（小林 優君） それはそれでいいんですが、時期というものもありますので、そういうことを考慮しながら検討させていただきますとともに、うちの村はそんなに空き家がないのと、空

き家を別荘代わりに使用されるのもまた困るかなという懸念もありまして、空き家対策はまだ講じていないというような状況であります。

議長（小林昭一君） 4番 土屋文明君。

4番（土屋文明君） ありがとうございます。

今の私のほうの話では、決して空き家を募集、推進するという話ではなくて、一例として申し上げました。

以上です。

議長（小林昭一君） 以上で土屋文明君の一般質問を終わります。

次に、「風倒木の対策として林野庁の補助を有効活用する考えは」の質問を許します。6番 三浦直樹君。

6番（三浦直樹君） 6月の渡邊明雄議員の伐採の一般質問の際、村長より、公平な伐採補助が難しく、公平にできる方法があれば提言してほしい旨の答弁がありました。

森林整備のための各種補助金や制度を調べていたところ、林野庁の森林整備保全事業にとっても有利な補助制度が創設されました。

重要な電源が通っている森林については、台風などで倒木リスクが高い森林と位置づけられ、事前の徐間伐の対象となります。村が事業実施主体となった場合、国54%、県36%で補助率90%となり、さらに、総務省の地方財政措置として村の負担額の70%が特別交付税措置の対象となり、約97%が国・県の補助金等で、村の費用は実質約3%という制度であります。

また、今年3月には、山梨県と東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社において、災害時における電力復旧のための連携等に関する基本協定が締結されました。この協定の中にも「事前伐採の強化」があり、山梨県も推進しています。

当然、森林所有者の責務もありますが、国や県では、電線など

重要インフラ周辺の森林整備が大規模停電を低減し、災害の未然防止につながるという観点から推進しています。

鳴沢村においても、大坂道や茅つけ林道などの台風などによる倒木停電を低減するため、財政負担の少ない林野庁の補助制度を活用する考えがあるでしょうか。村長にお伺いします。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 三浦直樹議員の質問にお答えいたします。

三浦直樹議員にはいろいろ調べていただき、提言ありがとうございます。

令和元年9月に関東に接近した台風15号では、暴風に伴う倒木などによる電柱・電線の損傷により、千葉県内では最大で約93万戸が停電し、復旧までに約2週間を要し、住民生活に重大な支障が生じました。

これを受け、政府は、一連の災害に係る検証チームを立ち上げ、長期停電の原因と復旧プロセス、国・地方自治体の初動対応や自治体への支援等について検証を行い、最終とりまとめの結果を令和2年3月に公表いたしました。

山梨県においては、本年4月に、山梨県、市町村、東京電力パワーグリッド、NTT東日本などを構成員として、山梨県電力供給体制強靱化検討会議が設置され、8月に山梨県電力供給体制強靱化戦略が作成されました。

この戦略では、まず3本の戦略として、「事前の対策として、災害による電力供給インフラ被害への最小化」「停電発生時の対策として、災害による大規模停電からの早期復旧」「中、長期ビジョンとして、災害に強いエネルギーシステムの導入」、以上の3本を示し、次に目標を掲げ、具体的な取組、アクションプランを作成していくというものです。

ここで、質問にありましたように、重要インフラ施設周辺森林

整備制度を活用した、二次被害対策としての事前伐採が盛り込まれております。

重要インフラ施設周辺森林整備制度は、重要なインフラ施設に近接する森林について、市町村、森林所有者、東京電力等の施設管理者が協定を締結し、森林整備を行うことで、災害の未然防止につなげる取組に対して支援するものです。

この補助率は、質問にありましたように、90%が補助され、市町村負担額10%のうち7割が特別交付税措置されるなど、非常に有利な制度であると感じております。

一方で、全体の事務処理の流れや市町村の行うべき役割について、まだ明確になっておりません。現在、富士・東部林務環境事務所に具体的な事務処理の進め方について照会しているところですが、市町村、森林所有者、東京電力等施設管理者の3者で結ぶ協定書の案や、伐採に係る単価等、事業の制度設計ができていない状況であります。

今後は、制度設計の詳細が分かりましたら、村内での実施について検討していきたいと考えております。

以上で三浦直樹議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 6番 三浦直樹君。

6番（三浦直樹君） 検討していただけるということで、ぜひこの制度を有効に活用して実施していただきたいと考えます。

コロナ対策に見られるように、様々な分野での補助事業が行われています。今後も、環境省の小規模地方公共団体のLED照明導入促進事業など提案し、検討していただきたいと考えております。今後も協力して頑張っていきたいと考えます。

以上で質問を終わります。

議長（小林昭一君） 続いて「日本広販跡地の有効活用のため、開発許可取り下げや地目変更への考えは」の質問を許します。6

番 三浦直樹君。

6番（三浦直樹君） ゴルフ場開発が頓挫して30年近くたつプレジデンシャルゴルフクラブ、旧日本広販株式会社跡地ですが、今後、様々な企業の進出が見込めるよう、少しずつでも現状を改善していったほうがよいのではないのでしょうか。

開発権利保有会社があるのならば、何とかして権利を放棄していただく。山梨県には、長崎知事に代わったこともありますので、早く開発許可の取消しを実行していただく。地権者の負担になっている地目についても、雑種地から山林へ変更するなど対策していく考えはあるのでしょうか。村長にお伺いします。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 三浦直樹議員の日本広販跡地の有効活用のための開発許可の取り下げや地目変更の考えはというご質問にお答えさせていただきます。

この件につきましては、平成29年第4回議会定例会において一般質問があり、答弁させていただきましたが、新たな開発を進めるためには、日本広販株式会社が平成3年5月31日付で山梨県知事に対し提出している森林法の規定に基づく林地開発許可の廃止届の提出が求められているとともに、株式会社富士ビレッジカントリークラブが預託している防災工事補償金の処理が必要となります。

現在も関係者と問題解決に向けて協議を進めておりますが、山梨県とも連絡を密に行い、継続して問題の解決に努めていきたいと考えております。

地目については、登記地目ではなく、固定資産税の課税に用いられる現況地目のことと思いますが、ゴルフ場予定地内の山林であった筆の現況地目は、現在も山林となっております。

以上で三浦直樹議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 6番 三浦直樹君。

6番（三浦直樹君） 地目については調査不足で申し訳ありませんでした。

ただ、多くの地権者が固定資産税を払い続けているだけで、使用できずにいます。一刻も早い現状改善のために尽力いただきたいと考えます。

以上で質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で三浦直樹君の一般質問を終わります。

次に、「防災対策にドローンを活用する考えは」の質問を許します。5番 渡辺次男君。

5番（渡辺次男君） 防災対策にドローンを活用する考えについて、村長に伺います。

通玄寺の裏山が倒木などで荒廃していて心配という村民の声を受け、急峻な沢沿いを2時間ほどかけて登頂し、現場確認を行いました。

山頂付近では既に伐採作業が始まっていて、管理者が対応中であることを確認でき安心しましたが、こんなときにドローンが活用できれば、安全かつ短時間で確認が可能ではと強く思いました。

近年、多くの自治体での災害発生時のドローンの活用事例や有効性が紹介されています。

本村では、富士山噴火、地震、大雪などの災害発生が想定されており、災害発生時、道路が遮断されるリスクも高まります。災害箇所を早期に発見し迅速な復旧につなげるためには、ドローンの活用が有効と思います。

今後、防災対策にドローンを活用する考えはあるでしょうか。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡辺次男議員の「防災対策にドローンを活用

する考えは」という質問に対して、防災担当の総務課長より詳細な説明をお願いしますので、よろしく願いいたします。

議長（小林昭一君） 総務課長。

総務課長（渡邊安司君） 防災を所管としております私から答弁させていただきます。

まず、質問の要旨は、災害発生時、被災箇所を早期に発見し、迅速な復旧になるようドローンを活用する考えはあるかという質問かと思いますが、最近では、ドローン技術の急速な進歩に伴いまして、警察や消防署、また農業など、様々な分野で活用されております。

山梨県では、山梨県ドローン推進計画を平成30年3月に策定いたしました。県の消防学校でドローンを整備したと聞いております。また、消防学校では、使用方法等につきまして研修を実施したということでもあります。

また、富士五湖消防本部におきましても、ドローンを1機導入いたしまして、秋季総合防災訓練でドローンを使用した訓練を実施したところであります。

このほか、富士・東部林務環境事務所におきましても、ドローンを1機購入したとお聞きしております。

このほか、近隣の市町村を確認したところ、富士河口湖町のみがドローンを購入したというふうにお聞きしております。使用目的は、行方不明者の捜索ということで整備したということでもあります。

ドローン1機は、購入しますと、大体1機20万円から40万円、また、ライセンス費用も約20万円、このほか保険料も10万円ほどがかかるというふう聞いております。

また、最近、ドローンの技術開発が早いということもありまして、3年ほどで部品の調達ができなくなる場合もあるというこ

とも確認しております。また、操縦する職員も研修が必要になります。役場職員の異動等や、また少ない職員の中で対応は難しい状況であります。

万一、災害時には、富士五湖消防など公的機関をはじめ、民間の測量会社等にもお願いし、対応したいと考えております。

将来的には検討も必要と思われませんが、現時点では、村独自のドローンの購入を考えておりません。

以上で渡辺次男議員への答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 5番 渡辺次男君。

5番（渡辺次男君） 私の提案は、ドローンを購入するというだけでなく、どこかのドローン協会とかドローン会社と災害協定を結ぶことによって、維持費とかそういったものは軽減を図れると思います。

災害は忘れた頃にやってくると思いますので、なるべくその部分も含めまして、再度検討していただけることをお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で渡辺次男君の一般質問を終わります。

次に、「新型コロナウイルス感染拡大抑制対策による中止事業の代替対策と今後の方策について」の質問を許します。9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） 新型コロナウイルス感染拡大抑制対策による中止された事業の代替対策や今後の方策について、村長に伺います。

質問を申し上げる前に、今回の新型コロナウイルスに感染され亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げ、ご冥福をお祈りいたすとともに、感染され今も闘っておられます方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。また、新型コロナウイルス感染関連の医療関係に従事なさっている医師、看護師、スタッフ

に感謝とお礼を申し上げ、質問に入ります。

世界中に蔓延し、生活と経済に甚大な影響を及ぼしている新型コロナウイルスは、依然として収束の気配は見えず、誰もが不安と困惑を認識されているところでもあります。

鳴沢村でも、村民の命と安全を守るため、一刻も早い収束を願い、迅速に様々な支援策を講じている村政に対し、村民は、ありがたい、助かる、うれしいなどと高い評価をされています。

このような状況の中、当初から計画された事業等の開催は、その感染拡大抑制対策の一環として、苦渋の上、やむなく中止され、今日に至っていますが、きらりと光る鳴沢村を目指し、それぞれの持ち場や立場、担当で事業が展開されるべく計画されたはずであります。新型コロナウイルス感染拡大抑制対策として中止された事業は、このままでよいのでしょうか。

新型コロナウイルス感染者が第2波を迎え、若干鈍化の兆しは感じられますが、今後も波の繰り返しは当分続くと思われ、収束の気配は全く感じられません。元の状況に戻らない限り、今までのような施策は当然不可能に等しく、新型コロナ禍を勘案し、斬新な立案と計画によって推進を図っていく必要があると考えます。

新型コロナウイルス感染拡大抑制対策の影響があったにしたにせよ、関係各課に対し、処方対策やその目的を達成させるための意見や知恵の供出を促し、実施できるような指示や提案を与える必要があると思いますが、どのように指示や提案をなされているか、伺います。

また、新生活様式やガイドラインを考慮した今後の方針等のお考えを伺います。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 佐藤博水議員の「新型コロナウイルス感染拡

大抑制対策による中止事業の代替対策と今後の方策について」というご質問ですが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、村で計画されていた各種事業やイベント等が中止となっておりますが、その経緯と今後の対策、また方策はどうなっているかとの質問だと感じております。

皆様ご承知のとおり、当初の感染者は、海外からの帰国者やクルーズ船の利用者でしたが、山梨県でも徐々に感染者が増加してまいりました。一時は、人口10万人あたり全国で4番目となるなど、感染者が増加し、この富士・東部地域でも影響がありました。

このような状況から、村では3月上旬に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、公共施設の利用の在り方や住民への周知をはじめ、村主催のイベント等の協議、対応策等を随時指示、決定してまいりました。

この対策本部会議では、村民の方が大勢集まる村民体育祭や富士・鳴沢紅葉ロードレース大会は、感染拡大防止を最優先に考え、中止と判断いたしました。

また、通常行っています脳イキイキ教室等も中止となりましたが、高齢者のフレイル予防、いわゆる健康寿命を延ばす取組として、「鳴沢村ご当地体操」などをCATVでも放送いただけるなど、各種事業に工夫をいたしました。

小学校、保育所の運動会やスポーツ少年団活動、特定健診、ちびっ子サロンなどは、感染対策を施すなど、事業を実施しております。

このほか、村の敬老会は、大勢の方が会食しないように、弁当の配布を予定しております。

また、役場庁舎も狭く、感染予防の観点から、職員の分散勤務を行っており、村民の皆様にはご不便をおかけしております。

いずれにいたしましても、今後の見通しが立たない状況となっておりますが、今回の定例議会では、くらし応援商品券の発行、中小事業者支援などを補正予算に計上し、様々な対策を講じております。

今後、村主催の事業・イベント等につきましては、新型コロナウイルスに対するワクチンの開発や検査体制の確立などにより感染が収束し、一定の生活に戻る必要があると考えております。

このようなことから、感染状況の変化を踏まえ、適宜、判断をまいります。村民の皆様にも、引き続き3密を防ぐなど、新しい生活様式を取っていただきますようお願い申し上げます。

以上で佐藤博水議員の答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） いろいろな対応をされるということで、本当に期待しておるわけでございます。ぜひ、新生活様式、いろいろな難しい問題もあろうかと思えますけれども、ほかの見本となるような施策をしていただければありがたいと思います。

そんなことを希望して、質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で佐藤博水君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎日程第10 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（小林昭一君） 日程第10、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(小林昭一君) 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、令和2年第3回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後2時38分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年9月18日

議会議長

署名議員

署名議員